

平成 29 年度第 1 回愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

平成 29 年 1 月 6 日（月）午前 10 時から

2 場所

愛知県自治センター 4 階 大会議室

3 出席者

委員 21 名中 19 名

（出席委員）

伊東世光委員、伊藤富士子委員、大木美衣委員、小野陽子委員、兼田智彦委員
加納美加委員、後藤澄江委員、榊原輝重委員、杉浦洋介委員、鈴木公子委員
鈴木教仁委員、都築昭彦委員、中井恵美委員、東村誠委員、福上道則委員
水田泰賢委員、望月彰委員、横山茂美委員、吉田とき枝委員

（事務局）

少子化対策監、子育て支援課長ほか

4 議事等

（後藤会長）

次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題であります「はぐみんプラン 2015-2019」の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料 1、2 を説明

（後藤会長）

資料 1 は計画の概要、資料 2 につきましては平成 28 年度までの進捗状況で、進捗がよくないものなどについては、さらにその理由などを説明いただきました。

それでは、御意見、御質問をいただければと思います。

（伊藤委員）

「10 経済的支援の充実」の「⑩幼稚園等での第三子保育料無料化等の対象者」について、無料

化の対象者に所得制限はあるのでしょうか。また、「20 安心できるまちづくりの推進」の「29 ゾーン30の整備箇所数」の「ゾーン30」とは何でしょうか。

(事務局)

1点目の「16 幼稚園等での第三子保育料無料化等の対象者」については所得制限を設けております。2点目の「29 ゾーン30の整備箇所数」の「ゾーン30」とは、制限速度30kmを設けているエリアとして県警が設定しているものであります。主に生活道路で歩行者が安全に歩行できるように設定されたものです。

(東村委員)

資料2の2枚目の「13 学校教育の充実」の「20 幼稚園等と連携・接続している小学校の割合」について、横ばいであれば理解ができますが減っているということはどういうことでしょうか。資料の記載だけでは減っている要因がわかりません。

割合が減る要因としては、もともと取組を行っている学校が減るか、学校の総数が増えることが考えられますが、これから割合をあげていこうという目標であるため、下がった要因をしっかりと分析する必要があるのではないのでしょうか。

(事務局)

各学校にアンケート調査を実施したところ、幼稚園等と連携した活動を行っている学校は数多くありましたが、教育課程に位置づけている学校が少なく、その割合が計画策定時よりも下回ったと考えられます。

(後藤会長)

先ほどの委員からの御質問はなぜ割合が下がったのかということでしたので、そのあたりの要因を事務局の方で詳しく御説明いただきたいと思います。

(事務局)

実際は幼稚園との連携を授業の中で行っている学校はありますが、教育課程への位置づけが学校によってまちまちであったことなどから、今回集計したところ割合が落ちてしまったということが考えられます。

次回以降は基準を明確にするなど改善したうえで集計を行いたいと思います。

(後藤会長)

割合が下がったのは集計方法によるものなのか、実態として変化があったのか、そのあたりが分かるような集計方法・分析を今後はしていただきたいと思います。

(伊東委員)

「17 障害のある子どもへの支援」の「20 個別の教育支援計画の作成率」について、資料右側

の評価の理由の2行目から「保護者の同意が得られないなどの理由から計画策定が追いついていないことが要因となって、作成率が低下している。」とあります。私の実感としては、幼保の中の障害では、見るからに障害ではない発達障害がすごく多くて、障害の判断がしづらいというところに、保護者の同意がなかなか得られないというイメージを持ちます。

また、資料によると個別支援計画の作成率について、保育所が32.1%、幼稚園が61.5%、小学校が97.9%ということですが、この割合算出の母数が何かということが見えない。小中は特別支援学級に在籍する児童生徒の個別支援計画作成率の割合ではないかと思うのですが、この割合算出の母数を教えてください。

(事務局)

母数については、発達障害など特別な支援が必要な幼児児童生徒がすべて対象であり、ここ数年増えています。この個別の教育支援計画については、教員が保護者の同意を得て作成するものです。なお、特別支援学級や通級指導教室の児童生徒については平成30年度から作成が義務化されます。

一方、通常の学級の児童生徒の個別の教育支援計画の作成にあたっては、保護者の同意が必要となっているため、作成率が伸び悩んでいると考えられます。作成数は増えていますが、それ以上に分母である作成の対象となる幼児児童生徒が大幅に増えているのが現状です。

(後藤会長)

小学校や中学校は特別支援学級に通われている児童生徒など比較的わかりやすいと思うのですが、幼稚園や保育所の割合算出の母数の考え方はいかがでしょうか。このあたりが先ほど質問をされた愛知県社会福祉協議会保育部会の伊東委員の気になるところでもあると思います。この統計の取り方は非常に難しいと思いますが、今後作成率を上げていくためにも考え方などを教えていただけますでしょうか。

(事務局)

基本的には小中学校と考え方は同じですが、幼稚園や保育所には特別支援学級はございませんので、園の方が特別な支援が必要であると判断した幼児数を分母としております。

ただ、非常に若い時期ですので障害があるかどうかの判断が難しく、今後の発達を見守りたいという考えもあり、作成まで至らないことが、作成率の低さにつながっている一つの要因とも考えられます。

(後藤会長)

今のお話によりますと作成率の低さの背景には支援対象となる子どもが増えたということで、それだけ現場での気づきが強まったという側面があると考えられます。こういったことを踏まえ、策定率のみならず、きちんと両面から見たうえで評価をしていただきたいと思います。

(東村委員)

幼稚園・保育所では低い数値ですが、小学校になると100%近い数値となっています。この差は一

体なぜでしょうか。ひょっとしたら幼稚園や保育所では母数に入っていたが、小学校に入ると抜けてしまっている懸念があります。

(後藤会長)

続けて吉田委員も御意見・御質問をどうぞ。

(吉田委員)

同じく「㊟ 個別の教育支援計画の作成率」について、母数をどこまでとるかは問題で、特別な支援が必要だと思われる児童、小学校入学ではいわゆる「グレーゾーン」と表現される児童も一定数おります。こうした統計を取るときに、どこまでを分母に含めるかをはっきりさせておかないと、現場の園の捉え方で母数が揺らぐということになります。例えば「診断を受けている児童のうち何割が個別計画を策定している」など、はっきりとした基準がないと数値自体がすごく揺らぐと思います。

また、現場の実感として、昔は保護者の同意が得られないということで個別の支援計画を策定できないということは多くありました。統計ではなく現場の実感としてですが、最近は比較的早い時期に支援を受けたいというお母さんが増えていると感じます。子育ての困難さを抱えている中で、もし早い時期に相談できる場所があれば相談して解決の糸口がほしいと思っているお母さんは増えているように感じます。そう考えると特別な支援が必要なお子さんへの支援は進んでいるのではないかと思います。

(後藤会長)

その他、関連して御意見・御質問はございますか。

(兼田委員)

私も現場で障害児教育をやっておりましたが、いま御意見がありましたように以前に比べて親御さんも気にされていて、情報も出ているので、親御さんもよく相談をされます。データにあるように小学校に入るときに就学指導を行うのですが、やはりそこで親御さんが障害を認めるというのはハードルが高く、保育所や幼稚園ではさらにお子さんが小さいので障害を認めるというのは難しいのではないのでしょうか。

やはりこの計画策定に保護者が同意しないということが問題で、同意しない方にどうやって説明をしていくかということが課題であると思います。

(後藤会長)

貴重な御意見ありがとうございました。いただいた御意見については今後の検討に活かしていただきたいと思います。その他御意見のある方は、最後に時間を設けますので、そこで御意見をいただければと思います。

それでは議事2に進んでいきたいと思います。

議題2「子ども・子育て支援事業支援計画」等の中間年の見直しについて、事務局から説明をお

願いいたします。

(事務局)

資料3を説明

(後藤会長)

「はぐみんプラン」は様々な計画を含んでいるということで、その見直しの大枠について事務局から説明がりましたが、何か御意見・御質問がありましたらよろしく願いいたします。

(望月副会長)

これまでの政策動向から盛り込まなければいけないと思うのが、切れ目のない支援体制ということで、子育て世代包括支援センターが関わってくると思います。健康福祉部レベルでは、産前産後の支援から学齢期にかけての支援、さらに障害児への支援や若者の就労支援ということになるかと思いますが、支援の拠点を設けて専門家を配置するという支援が求められていると思います。

「はぐみんプラン」ではライフスタイルに応じたとなっておりますが、その中核となる相談支援センターをどこにおくのか、そこにどのような専門職員を配置するのか、県が市町村に対し示していかないといけないと思います。そこが、今後の見直しのひょっとすると重要なポイントになるのではないかと思います。これは個別の数値目標とは別問題になると思いますが、新たな考え方として盛り込んでもよいかと思います。

もう一点は先ほど説明のありました「社会的養育ビジョン」についてです。ひとつは里親支援体制をどう確立していくかということ。国のビジョンでは児童相談所がその機能をさらに強化することになっていますが、活動を行っているNPOをどう支援していくかなど基本的な方向性を出していく必要があると思います。

もう一点、国のビジョンでは乳幼児は基本的に里親に委託し、乳児院への措置は行わないと提案していますが、関係団体からはあまりにも非現実的だとの意見も出ております。ビジョンそのものの現実性、あるいは愛知県の社会的養育の実態に即してどう進めていくか、業界からの意見をきちんと聞いていかなければならないと思います。

(後藤会長)

望月委員から3点ほど御意見をいただきました。ひとつは包括的なセンターの設置、あと二つは国の社会的養育ビジョンに関することでした。

事務局の回答は少しまとめてからいただこうと思いますので、続けて他に御意見・御質問のある委員様はいらっしゃいますでしょうか。

(中井委員)

子ども・子育て支援事業支援計画に保育の充実など書かれていますが、待機児童のカウントの仕方について、希望する園に入れなかったために辞退した方やきょうだいで別々の園にしか入れないため仕事をやめてしまった方などは待機児童にはカウントされなかったと思います。このあたりの

考え方には変更はないでしょうか。

貧困対策や虐待予防について、発生予防の観点で県はどのように考えているか教えてください。

昨日私どもの方で大きな研修を実施したのですが、資料2の「9 子育て家庭を支える支援の充実」の「⑮利用者支援事業の実施市町村数」について、評価としては「◎」となっていますが、その実態はどれぐらいちゃんとできているのか。アンケート結果などを見てみると、利用者支援事業を実施しており専任の職員を一人配置しているが、実際に職員が何をどうしたらよいかわからないという声や、実施する中で他市町村との連携をどうしたらよいかという声が多数ありました。窓口はあるが利用者や住民の方に周知されているかなどについてもフォローをしていただきたいと思います。どの評価項目に関しても事業を回していく人をどう育てていくかということがキーポイントになっていくと思いますので、場所を作った、サービスを拡充したというだけでなく、そこで働く人の質の向上といった点についても次期プランの目標に織り込んでいただきたいと思います。

(後藤会長)

御意見と御質問をいただきましたが、その他に御意見・御質問はありますでしょうか。

(都築委員)

まず一点目の質問ですが、子ども・子育て支援事業支援計画のところで保育士の確保も含まれていたと思いますが、今後、保育園を増やしていくとなると保育士の取り合いになると思われれます。そのあたりの保育士の確保の問題について、愛知県としてはどのように考えておられるのか教えてください。

二点目は参考資料3「新しい社会的養育ビジョン」について、乳幼児の75%は里親に、就学後の子どもの50%を里親にということで、どんどん里親に移行していこうという流れになっています。里親委託をどんどん進めていくと子どもたちが地域にバラバラになっていく。そのなかでどうやって里親による虐待防止を進めていくのか。施設であれば施設長に言えば内部研修を実施したり虐待が起きていないか調査をしたりすることもできますが、里親となるとやはり密室になってしまうので、子どもたちに直接的に聞き取りをしていかなければならないということになり、すごく大変な仕事になると思います。そのあたりについてどうお考えかお聞かせください。

(後藤会長)

3人の委員の方から御意見・御質問をいただきました。御質問のひとつは待機児童のカウントの仕方、それと同時に保育士確保の問題、中井委員から御指摘のありました利用者支援事業を始めとする事業の量と質の評価の考え方については、インプットではなくアウトカムの検証を行っていくということを次期プランで実施してほしいという、今後の意見として承る形でよろしかったと思います。

それから社会的養育ビジョンに関しまして、里親支援について、児童相談所と共にNPOはどのように考えていったらよいかという御質問と、乳幼児の里親委託を増やしていくことの現実性や虐待問題にどう対応していくのかという御質問がございました。また、包括支援センターの設置について、県としてはまだ検討中のため、お答えいただくのは難しいかもしれませんが、答えられる範

囲で、また、貧困や虐待予防の取組など、これは今までもやっているかと思いますが、お答えいただければと思います。

(事務局)

待機児童の関係と保育士確保の御質問についてお答えいたします。

待機児童については、申し込みをしていただいた方の数から実際に入所された方の数を引いた数が待機児童となるのですが、委員から指摘のありましたとおり保護者の私的な理由で辞退された方などは待機児童に含まれておりません。ただ、国が待機児童のカウンターの仕方を見直し、昨年度から今年度にかけて見直しを踏まえた調査をかけており、保護者の私的な理由により保育所の入所を辞退された方は「隠れ待機児童」としてカウントするようしております。また、育児休業中の方や求職中の方についても待機児童には含まれませんが、「隠れ待機児童」としてカウントしております。

(中井委員)

県も同じように調査をしているのですか。

(事務局)

国の基準に基づき同じように調査をしており、隠れ待機児童の数も把握しておりますので、同じように手当をしていかなければならないと考えております。

保育士確保については、2つ論点がございます。ひとつは保育士養成校を卒業しても保育士にならない方が非常に多い点についてですが、養成校を卒業されて保育士になる方が愛知県で約56%、半分ぐらいに留まっており、その理由についてアンケートをしたところ、現場の仕事が大変である、実地研修で現場に行くと、一日子どもの面倒をみななければいけないことが想像以上に大変で、それに加えて保護者への対応が大変だ、ということで他の道を選ばれるということです。

こうした状況に対し、ひとつは職場環境の改善、例えば子どもの保育に専念できるように補助者の雇上げについて国の補助を活用したり、もうひとつは給与改善ということで、やはり他の産業と比べると給与が低く、保育士の仕事の責任や量に見合うよう処遇を改善するといった支援を図っていきたいと考えております。

あとはひとつは保育士資格を持っていながらも、結婚等で仕事を離れている潜在保育士の掘り起しと再就職支援についても進めていかなければならないと思っており、こちらは社会福祉協議会内に保育士・保育所支援センターを設置し、そこに専門の相談員・カウンセラーを配置して相談に応じるとともに、県内各地のハローワークと連携しまして、潜在保育士の方の再就職の斡旋に努めているところでございます。

(事務局)

社会的養育ビジョンについて御説明いたします。

御指摘いただきました考え方、現実性等につきましてはおっしゃるとおりでございまして、私どもも疑問に思っているところでございます。

例えば里親委託の割合については、参考資料2の右側「3 概要」の「5 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標」のなかに、「原則として就学前の子どもは施設への新規措置入所を停止」し、「3歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前は概ね7年以内に75%以上、学童以降は概ね10年以内に50%以上」といった目標が示されています。

年内には、国から県計画の見直し要領が示される予定でありますので、県においては来年度中に県の実情を踏まえた計画をつくってまいります。

本県の状況でございますが、今年の4月の時点で里親に登録いただきました方が375人、県内の児童養護施設が22施設、乳児院が4施設ございまして、こちらの方の定員は1,000人を超えております。そういった現状も踏まえながら目標数値等について検討していきたいと思っております。

特に里親委託につきましては、児童相談所に里親委託推進員等を配置し取り組んでいるところでございますが、御指摘のとおり、NPOの方が主体となって里親委託を推進するなど全国では様々な形で取り組まれておりますので、本県としましても今後どのような形で里親委託を進めていくか、関係者等の皆様の御意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

(後藤会長)

御質問については概ねお答えいただいたでしょうか。

まだ時間もありますので、その他御質問はございますでしょうか。

(特になし)

それでは議題2の方向性につきましては皆様に御了解をいただいたということで事務局の方では今後も検討を進めていければと思います。

最後に「その他」ということで、会議全体を通じてどのようなことでも結構ですので御意見・御質問がありましたらよろしく願いいたします。

(望月副会長)

最初に議論のありました「17 障害のある子どもへの支援」の「㊟ 個別の教育支援計画の作成率」について特別支援学級・学校については分かるのですが、通級指導教室についてはどのような形で行っているのか教えてください。

それに伴って、先ほどのいわゆる発達障害の児童が増えているとか、障害受容の件についてのお話を聞きながら思い出したのが、1か月ほど前に福井県の中学校で起こった、講師の不適切な指導を要因とした自殺問題です。この事件の第三者委員会の報告で、当初は報告書の中に発達障害の可能性という言葉があり、ホームページ上で公開をしていたのですが、保護者の申し出によりすぐ削除されました。そういった意味で障害を受け入れるということが未だにレッテルを貼られることに対する拒否感がある一方で、障害の小さなレベルでもきちんと適切な指導をしていかなければならないということもあります。

(事務局)

通級指導教室についてですが、この指導を受ける児童生徒は通常の学級に在籍します。各教科の指導は主として通常の学級で受けるのですが、障害に応じた自立活動などの特別の指導を通級指導教室で受けます。通級指導教室の児童生徒についても個別の教育支援計画の作成が必要となります。

特別支援学級や通級指導教室の児童生徒の割合は増えております。そのために、各学校の先生方に対して、研修などを充実し、児童生徒に応じた支援・指導が行われるよう、専門性の向上に努めていきたいと思っております。また、保護者関係諸機関等との連携を密にしながら対応できるよう取り組んでいきたいと思っております。

(後藤会長)

その他、御意見・御質問はございますでしょうか。

本日は里親の議論が非常に多かったと思っておりますが、里親会連合会の横山委員は何か御意見ございますでしょうか。

(横山委員)

里親会連合会のほうでも社会的養育ビジョンについて議論がありまして、現実的には里親さんがビジョンの目標に近づくためには、若い世代の里親さんが出てくる必要があるのですが、なかなか現実的には難しいです。

しかし、やはり子どもが家庭で安心・安全に子育てをしていくという、そういった方法については賛成です。それに近づくために皆さん日々努力しておりますので、皆さんに見守っていただければと思います。

(後藤会長)

御意見ありがとうございました。その他にありますでしょうか。

ないようですので最後に私からお話しさせていただきます。

今回は中間見直しということで、はぐみんプランを作成したときの議論や数値目標を確認しました。目標を達成するために数値目標を設定することは確かに大切なのですが、この数値を目指して皆が取り組んだことがすぐに数値の改善として現れてくるともいえません。数値データをとることの難しさやどの数値目標を利用するかという問題もあります。次回のはぐみんプランの目標設定の際には、もちろん数値目標を設定するのですが、結果を見るときは質的なインタビューなども踏まえて、その数値が出た背景なども合わせてみていくような仕組みも大事だと、皆様の意見を聴いて思いました。

最後に事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

本日は皆様の忌憚のない意見をいただきありがとうございました。先ほど後藤会長もおっしゃっていただきました数値目標について、その達成度合はともかく、それが何を示していて、どういう努力をしているけれど何が難しく達成できていないということについて、十分に御説明できな

かった部分があるかと思ひます。この点については、平成 31 年度の終わりに御説明できるよう取り組んでいきたいと思ひます。

皆様の御意見をもとに今年度の 3 月末までには計画の中間見直しを完了し、平成 31 年度の次期プラン作成のためにこれからも努力を重ねて参りますのでよろしく御願いいたします。

(後藤会長)

それでは会議を終了したいと思ひます。

委員の皆様には貴重な御意見をいただきありがとうございます。今回の意見を今後の施策に活かしていただきたいと思ひます。

それでは議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

長時間にわたり、議論いただきまして、ありがとうございます。本日の議事録につきましては、後日、発言された方に内容を御確認いただき、議事録署名者お二人からの御署名の上、ホームページに掲載いたします。

それでは、これをもちまして、平成 29 年度第 1 回愛知県子ども・子育て会議を終了いたします。本日はありがとうございます。

議事録署名人

印

議事録署名人

印